

審議会等を対象とした指針の見直しについて

総務部 総務課・文書情報管理課

1 審議会等（対象の会議）について

		① 附属機関	② 懇談会等
定義		地方自治法の規定に基づき設置する機関 「法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」	各所管課が所管する施策等に資するため、要綱等により、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等に参集を求め、意見聴取又は意見交換の場として開催する会議、会合等をいう。
会議	名称	審議会・審査会・調査会等	懇談会・懇話会・専門家会議等
	形態	合議体（合議による意思決定を行う）	合議体でない（合議による意思決定を行わない）
委員	構成	公募市民や有識者など、原則、市職員以外の者で構成	同左
	身分	地方公務員法上の非常勤特別職（委嘱書：交付有）	地方公務員法上の位置づけなし（委嘱書：交付無）

2 審議会等を対象とした指針

(1) 本市には、審議会等を対象とした2つの指針がある。

指針①：平成13年施行「審議会等の会議の公開に関する指針」

指針②：平成27年施行「附属機関等の設置及び運営等に関する指針」

(2) 両指針は、同じ「開かれた市政の推進」を目的としている。

目的	指針①	市民に審議会等の <u>会議を公開することにより</u> 、審議の状況を明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって <u>開かれた市政の一層の推進に資する</u> ことを目的とする。
	指針②	本市における附属機関及び懇談会等の透明性・効率性を高め、 <u>開かれた市政の推進に資するため</u> 、附属機関等の <u>適正な設置及び公正かつ円滑な運営等に必要な事項を定める</u> 。

3 指針を見直す理由

施行から25年が経過する**指針①会議の公開指針**について、現行の運用を踏まえ見直しを行い、かつ、目的が同じ2つの指針を統合し、審議会等の取扱いについて一元化を図るもの

4 指針統合のイメージ

指針① 会議の公開指針

- 第1 (目的)
- 第2 (対象審議会)
- 第3 (会議の公開基準)**
- 第4 (会議の非公開の決定)**
- 第5 (公開の方法)**
- 第6 (会議開催の周知)**
- 第7 (会議録の作成、情報提供)**
- 第8 (適用期日)

【見直しの視点】

情報発信の方法

非公開会議の対応

置換

指針①の第3から第7の
規定を見直し、当該規定を
指針②の第8に置き換える。
(指針①は廃止)

指針② 設置・運営指針

第1章 総則

- 第1 (目的)
- 第2 (定義) (1)「附属機関」 (2)「懇談会等」

第2章 附属機関

- 第3 (設置)
- 第4 (委員の定数等)
- 第5 (委員の選任)
- 第6 (委員の報酬額)
- 第7 (個人番号の取扱い)

第8 (会議の公開等)

審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、原則として会議を公開し、透明性の向上を図るとともに、会議資料や会議録を市ホームページに掲載するなどして会議内容の情報提供に努める。

第9 (廃止・統合の見直し)

第3章 懇談会等

- 第10 (設置及び運営等)

第4章 補則

- 第11 (その他)

5 指針①の主な見直し内容

見直し項目	現行の規定内容（要約）	見直し案
1 開催情報の周知方法 （規定第6関係）	会議開催情報を、 ・行政資料コーナーに配架する。 ・ホームページに掲載する。	○会議開催情報を、 ・公開、非公開会議に関わらず、ホームページに掲載する。 ※行政資料コーナーにはHP閲覧用PCを設置 ・公開（一部公開）の会議はプレスリリースを行う。
2 会議録の記載内容 （規定第7関係）	会議録を作成するもの 会議録は、 ・審議内容、経過等を <u>十分理解</u> <u>できるような形式とする。</u>	○会議録を作成するもの、会議録は、 ・次の事項を記載する。 ア.会議の名称、イ.開催日時、ウ.場所、エ.出席者 オ.議題、カ.議事内容及び決定事項、キ.会議資料 ・市民が容易に理解できるよう、 要点筆記 で作成する。 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 非公開会議の会議録 作成方法 P 8 参照 </div>
3 公表する情報 （規定第7関係）	会議資料を、 ・市民の閲覧に供する。 ・ホームページに掲載する。	○会議録と会議資料を、 ・公開、非公開会議に関わらず、ホームページに掲載する。
4 非公開とする会議 （規定第3関係）	<u>個人に関する情報</u> を審議等する会議	長野市情報公開条例 で規定する非公開情報に該当する事項を審議等する会議
5 非公開会議の対応 （規定第4関係）	①審議内容を、 ・明らかにするよう努める。 ②最終結果については、 ・ <u>審議会等の長の会見</u> を行う。	①審議内容を、 ・必要に応じて、 審議会等の長の会見、事務局による取材対応その他の当該審議会で適当と認める方法 により明らかにするよう努める。 ②最終結果については、 ・答申等を ホームページ等 により公表する。

6 指針改正の施行日：令和8年4月1日

(1) 第3 (会議の公開基準) ➤ 非公開とすることができる会議の見直し

<p>現行の規定 (指針①の第3)</p>	<p>現行の運用</p>	<p>規定の見直し案 (指針②に組入れ第8に)</p>
<p>第3 (会議の公開基準)</p> <p>審議会等の会議は、原則として公開するものとする。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的に非公開とすることができるものとする。</p> <p>(1) 個人に関する情報を審議等する場合</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生ずると認められる場合</p> <p>(3) 公開すること自体が、公の福祉等に反すると認められる場合</p>	<p>(1) について</p> <p>個人情報以外の長野市情報公開条例で規定する非公開情報を審議する場合も非公開としている。</p> <p>▶ 現行運用に併せた内容に修正する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>参考) 条例第7条各号 非公開情報</p> <p>第1号 法令秘情報</p> <p>第2号 個人に関する情報</p> <p>第3号 法人その他の団体に関する情報</p> <p>第4号 生命等の保護等に関する情報</p> <p>第5号 審議等に関する情報</p> <p>第6号 事務事業等に関する情報</p> </div> <p>(※) 新たに追加する規定</p> <p>指針②の(委員の選任)規定において、市民公募枠から「行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議及び意見聴取等を行う場合」を除いていることから、非公開とする会議と整合性を図るため、当該規定を指針①の(会議の公開基準)にも適用するもの</p>	<p>第8 (会議の公開基準)</p> <p>審議会等の会議は、原則として公開するものとする。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的に非公開とすることができるものとする。</p> <p>(1) 長野市情報公開条例第7条各号で規定する非公開情報に該当する事項を審議及び意見聴取等する場合</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議及び意見聴取等する場合</p> <p>(3) 公開すること自体が、公の福祉等に反すると認められる場合</p> <p>(※2) 当該部分の削除</p> <p>規定の見直しにより、例外的に非公開会議とすることができる場合を具体的に示すため、抽象的な規定内容である現行規定の(3)は削除するもの</p>

(2) 第4 (会議の非公開の決定) ➤ 非公開会議の対応の見直し

現行の規定 (指針①の第4)	現行の運用	規定の見直し案 (指針②に組入れ第9に)
<p>第4 (会議の非公開の決定)</p> <p>(1) 審議会等の会議の非公開の決定は、原則として審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。ただし、前項の規定により、あらかじめ会議の議題の内容が非公開の事由に該当することが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 審議会等が会議を公開しないことを決定したときは、その理由を示さなければならない。</p> <p>(3) 非公開であっても、審議内容を明らかにするよう努めるものとする。最終結果については、<u>審議会等の長の会見</u>を行う。</p>	<p>(3) について</p> <p>最終結果については、審議会等の長の会見は行わず、答申等の最終結果や議事要旨を市ホームページに掲載している。また、必要に応じ事務局で報道機関へ説明を行っている。</p> <p>(指針概要では、長の会見を説明方法の例としている。)</p> <p>▶現行運用に併せた内容に修正する。</p> <p>(※) 新たに追加する規定</p> <p>初回の会議前に、公開・非公開を決定する方法を定めるため、追加するもの</p>	<p>第9 (会議の非公開の決定)</p> <p>(1) 審議会等の会議の非公開の決定は、原則として審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。初回の会議等であらかじめ会議に諮ることができない場合は、事務局の長が事前に委員の意見を聴くなどの方法により、非公開を決定することができるものとする。ただし、前項の規定により、あらかじめ会議の議題の内容が非公開の事由に該当することが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 非公開であっても、答申等の最終結果(非公開情報に係る部分を除く。)を市のホームページ等により公表すること。また、必要に応じて、審議会等の長の会見、事務局による取材対応その他の当該審議会等において適当と認める方法により審議内容を明らかにするよう努めるものとする。</p>

(3) 第6 (会議開催の周知) ➤ 開催情報の周知方法の見直し

<p>現行の規定 (指針①の第6)</p>	<p>現行の運用</p>	<p>規定の見直し案 (指針②に組入れ第11に)</p>
<p>第6 (会議開催の周知)</p> <p>(1) 審議会等の会議を開催するにあたっては、開催日程等について当該会議開催の一週間前までに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りでない。</p> <p>(2) 会議開催を行政資料コーナー等において市民の閲覧に供するとともに、会議の日程等の一覧を市のホームページに掲載する。その際、別紙「審議会等の会議開催情報」によるものとする。</p>	<p>(2) について</p> <p>会議開催情報を行政資料コーナーに配架し、市HPに掲載している。指針フローの例によりプレスリリースをしている会議がある。</p> <p>▶現行運用に併せた内容に修正する。</p> <p>(※) 新たに追加する規定</p> <p>公表する会議開催情報を具体的に定めるため、追加するもの</p>	<p>第11 (会議開催の周知)</p> <p>(1) 審議会等の会議を開催するにあたっては、当該会議開催の一週間前までに、次に掲げる会議開催情報を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 会議の名称 イ 開催日時 ウ 開催場所 エ 議題 オ 公開・非公開の別 カ 非公開の場合にあつては、その理由 キ 公開の場合にあつては、傍聴者の定員及び傍聴の手続 <p>(2) 公開・非公開会議に関わらず、会議開催情報を市公式ホームページ等により公表すること。また、公開(一部公開)する会議については、プレスリリース等を利用し、周知を図ること。</p>

(4) 第7 (会議録の作成、情報提供)

➤ 会議録の記載内容等及び公表する情報の見直し

<p>現行の規定 (指針①の第7)</p>	<p>現行の運用</p>	<p>規定の見直し案 (指針②に組入れ第12に)</p>
<p>第7 (会議録の作成、情報提供)</p> <p>(1) 審議会等は、会議終了後速やかに、会議録を作成するものとする。会議録は、当該会議における審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるような形式とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 審議会等は、会議資料（非公開情報に係る資料及び参考資料等を除く。）を市民の閲覧に供すること、市のホームページに掲載すること等により、審議状況を公表するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 市長は、審議会等の名称、目的等に関する資料を作成し、市民の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(1) について</p> <p>「庁内会議における会議録の作成に関する指針」の規定（会議録の記載内容及び作成方法）に準じて会議録を作成している。</p> <p>▶ 現行運用に併せた内容に修正する。 (準用している指針と同様の規定を追加する。)</p> <p>(2) について</p> <p>会議資料を市HPに掲載している。会議録も掲載している会議もある。</p> <p>▶ 現行運用に併せた内容に修正する。</p> <p>(※) 新たに追加する規定</p> <p>会議録作成において、非公開とすべき情報についての対応及び記載方法を定めるため、追加するもの</p> <p>(※2) 当該部分の削除</p> <p>公開・非公開会議に関わらず、会議録及び会議資料を公表するため、現行規定の(3)は削除する。</p>	<p>第12 (会議録の作成、情報提供)</p> <p>(1) 審議会等は、会議終了後速やかに、会議録を作成し、会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、記載することで今後の審議に支障が生じるなど特別な事情がある場合は、審議会等において協議のうえ該当事項の記載を省略することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 会議の名称 イ 開催日時 ウ 開催場所 エ 出席者の所属・役職・氏名（外部者を含む。） オ 議題 カ 議事内容及び決定事項（議事内容等が非公開の場合はその理由） キ 会議資料の名称 <p>(2) 前項のうち、議事内容及び決定事項については、市民が容易に理解できるよう簡潔に表現し、要点筆記にて作成するものとする（詳細な記録が必要な場合を除く。）。また、会議の内容によっては、既存の会議次第等を活用し、加筆により作成することができるものとする。</p> <p>(3) 公開・非公開会議に関わらず、審議会等は、会議録及び会議資料（非公開情報に係る資料及び参考資料を除く。）を市公式ホームページ等により公表することにより、審議状況を明らかにするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 市長は、審議会等の名称、目的等に関する資料を作成し、市民の閲覧に供するものとする。</p>

会 議 録 （記載例）	
会議名称	長野市〇〇〇〇委員会
開催日時	令和〇年〇月〇日 午後〇時〇〇分から〇時〇〇分まで
開催場所	市役所第二庁舎 10 階講堂
出席者	委員) 〇〇大学 〇〇教授、〇〇弁護士、〇〇団体 〇〇理事長… 職員) 〇〇課 〇〇課長、〇〇係長…
議 題	(1) 〇〇〇について (2) 〇〇〇について
議事内容及び決定事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 市民が容易に理解できるよう簡潔に表現し、要点筆記にて作成するもの 注1) 発言者名は、役職や組織名称等で記載することも可能 </div> <p>(1) 〇〇〇について</p> <p><u>【議事内容（発言者名及び発言内容）】</u></p> <p>〇〇委員（委員）</p> <p>〇〇課長（〇〇課）</p> <p><u>【決定事項（結論）】</u></p> <p>.</p> <p>(2) 〇〇〇について</p> <p><u>【議事内容（発言者名及び発言内容）】</u></p> <p>長野市情報公開条例第 7 条第 2 項に該当する個人情報に関する審議内容であるため非公開</p> <p><u>【決定事項（結論）】</u></p> <p>.</p>
会議資料	資料 1 〇〇〇の現況 資料 2 〇〇〇の今後の方針（案）
事務局（担当課）	〇〇部〇〇〇〇課（担当：〇〇、〇〇） 電話 026-000-0000（直通） / FAX 026-000-0000
注1) 会議録には出席者や発言者名を記載することとするが、氏名を省略するなど記載方法を審議会等で決定した場合は、その決定に従うこととする。	

長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針について

若者に関する記載についての変更案

【現行】

第5 委員の選任（抜粋）

附属機関の委員の選任に当たっては、次のことに配慮する。

- (1) 任期は、1期2年を目途に最長3期又は6年までとする。
- (2) **若年層**その他幅広い年齢層からの参画を得よう選任する。
- (3) 学識経験者の選任は、偏ることのないよう広範な職域から行う。
- (4) 関係団体等からの選任は、当該団体の意向を踏まえ、代表者等に特定せず広く構成員の中から推薦を受ける。
- (5) 女性の参画を積極的に進め、「長野市男女共同参画基本計画」に基づき女性委員の割合が40パーセント以上になるよう努める。
- (6) 原則的に市民公募枠を設け、広く市民に参画を呼びかける。

【変更案】

若者（概ね39歳以下）その他幅広い年齢層からの参画を得よう選任する。

※ 変更のポイント

長野市の若者に関する計画の内容に従い、「若年層」を「若者」に変更するとともに、年齢を明記する。